

# 1 特別加入者の範囲

労働者を使用しないで次の①～⑫の事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者およびその事業に従事する人(以下「一人親方等」といいます。)が特別加入できます。

※労働者を使用する場合であっても、労働者を使用する日の合計が1年間に100日に満たないときには、一人親方等として特別加入することができます。

① 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業(個人タクシー業者や個人貨物運送業者など)

※詳細については、表1を参考にしてください。

② 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復(注1)、修理、変更、破壊若しくは、解体又はその準備の事業(大工、左官、とび職人など)

(注1) 除染を目的として行う高圧水による工作物の洗浄や側溝にたまった堆積物の除去などの原状回復の事業も含まれます。

③ 漁船による水産動植物の採捕の事業(⑦に該当する事業を除きます)

④ 林業の事業

⑤ 医薬品の配置販売(医薬品医療機器等法第30条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業)の事業

⑥ 再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業

⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業

⑧ 柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業(注2)

⑨ 改正高年齢者雇用安定法第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業

⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業(注2)

⑪ 歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業(注2)

(注2) ⑧、⑩、⑪の事業に従事する家族従事者等は当該事業の資格を有していない方でも特別加入することができます。

⑫ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する特定受託事業者が同条第5項に規定する業務委託事業者から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業(以下「特定受託事業」といいます。)又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であって労働者災害補償保険法施行規則第46条の17第1号から第11号までに掲げる事業及び労働者災害補償保険法施行規則第46条の18各号に掲げる作業を除いたもの(以下「特定フリーランス事業」といいます。)(注3, 4)

(注3) 企業等から業務委託を受けて行う事業者間の委託取引が対象となります。さらに当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合も対象となります。具体的に想定される職種については、表2を参考にしてください。

#### (注4) 特定フリーランス事業に係る特別加入に当たっての留意点

- ① 委託を受けている業務が特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業に該当する場合には、特定フリーランス事業ではなく、他の特別加入の事業または作業に加入していただく必要があります。特定フリーランス事業に特別加入していても、特定フリーランス事業以外の事業または作業であって、当該事業または作業に特別加入していない場合には労災保険給付を受けることはできませんので注意してください。
- ② 特定フリーランス事業と特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業のいずれにおいても労災保険給付を受けたい場合には、それぞれに特別加入してください。
- ③ 特定受託事業を行っている場合には、業務委託事業者以外（いわゆる消費者）から特定受託事業と同種の事業の委託を受けて行っている業務により被災した場合にも労災保険給付を受けることができます。
- ④ 業務委託従事者以外（いわゆる消費者）からのみ業務委託を受けている場合（特定受託事業を行う意向（見込み）がある場合を除く。）や、特定受託事業を行っているが当該業務とは異なる業務について業務委託従事者以外（いわゆる消費者）から委託を受けている場合には、その業務において被災したとしても労災保険給付を受けることはできません。ただし、加入時点において特定受託事業を受けていない場合でも、特定受託事業を受ける意向（見込み）がある場合には、特別加入することができます。
- ⑤ 特定フリーランス事業と特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業との関係については、19～20ページを参照してください。

表1 自動車を使用して行う旅客または貨物の運送の事業一覧表

ア	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者
イ	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者
ウ	事業の実態が運送の事業に該当し、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の適用を受ける者
エ	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第36条の貨物軽自動車運送事業の届出を行った者
オ	自ら保有する二輪の自動車を、バイク便事業者 <sup>*</sup> に持ち込んで、当該バイク便事業者 <sup>*</sup> に専属して貨物を運送する者であって、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の有償運送の許可を受けた者 ※エのうち、二輪の自動車を使用する貨物軽自動車運送事業を行う者をいう。
カ	原動機付自転車を使用して行う貨物運送事業（他人の需要に応じて、有償で、貨物を運送する事業）を行う者
キ	自転車を使用して行う貨物運送事業（他人の需要に応じて、有償で、貨物を運送する事業）を行う者

表2 特定受託事業者として想定される職種

<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業</li> <li>・講師、インストラクター</li> <li>・デザイン、コンテンツ制作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査、研究、コンサルティング</li> <li>・翻訳、通訳</li> <li>・データ、文書入力 他</li> </ul>
--	--